

【参考】

新型コロナウイルス感染症発症時等の対応について（保護者用）

(2023. 5. 8)

【1 平時から気をつけておくこと】

- ◆ 毎日の体温チェックを行い、学校に提出する必要はありませんが、引き続き、お子様の発熱やのどの痛み、せき等の普段と異なる症状がある場合等には登校せず、自宅で休養することが重要です。無理をして登校しないようにしてください。
- ◆ 学校には、清潔なハンカチ・ティッシュのほか、必要に応じてマスク等を持たせるようにしてください。
- ◆ 学校では、このほかに「効果的な換気」「手洗い等の手指衛生」に気を付けますので、ご家庭でもご協力願います。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難ですので、軽微な症状があることだけで、登校を一律に制限することはありません。普段からお子様の様子について、担任等と情報共有をお願いします。
- ◆ 医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることはありません。
- ◆ 学校で発熱した場合等、学校からは、受診の状況を聞くこともありますが、予めご了承ください。

【2 感染・または発熱した場合】

◆児童生徒の感染が判明した場合	◆児童生徒本人に発熱やのどの痛み、せき等の普段と異なる症状がある場合	※濃厚接触者の取り扱い 濃厚接触者としての特定はおこなわれません
<p>・新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、</p> <p>①有症状の場合、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」</p> <p>②無症状の場合は、「検体を採取した日から5日を経過するまで」が基準となります。</p> <p>※「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。</p> <p>・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、本人はマスクの着用を推奨します。</p>	<p>・無理をせずに、自宅で休養するようにしてください。</p> <p><出席停止の扱い></p> <p>・インフルエンザと同様、感染が確認された場合のみ、出席停止となり、それ以外は欠席となります。</p> <p>・ただし、発熱で欠席し、病院に行って陽性だった場合は発症した日の翌日から起算することになるので、さかのぼって出席停止とします。</p>	<p>・同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染したり、学校で新型コロナウイルス感染症の患者との接触や感染対策を行わずに飲食をともにしたりしても、新型コロナウイルス感染症に感染していない場合は、直ちに出席停止の対象になりません。</p>

【3 学校内で感染が広がった場合】

- ・感染拡大の可能性が高い場合、学校医の助言や教育委員会との相談により、①学級閉鎖、②学年閉鎖、③学校全体の臨時休業を行う場合があります。
 - ① 学級内で複数の児童生徒等の感染が判明した、または、教育委員会や学校医との相談で必要と判断した場合。
 - ② 複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合。
 - ③ 複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合。
- ※ただし、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の中で感染経路に関連がない場合や、そのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合は、学校医や教育委員会との相談の上、学級閉鎖を行わないこともあります。

<閉鎖期間について>

閉鎖期間は①②③いずれの場合も、学校医や教育委員会と相談し、臨時休業を開始してからおおむね数日～5日程度（土日祝日を含む）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断します。